

令和5年9月

お客さま各位

当金庫のインボイス制度への対応について

2023年（令和5年）10月1日よりインボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されます。当金庫は適格請求書発行事業者の登録を受けておりますので、お客さまが当金庫にお支払いいただいた各種手数料に含まれる消費税について、お客さまは当金庫の発行するインボイス（適格請求書）に基づき、消費税の仕入税額控除を受けることが可能です。

なお、具体的な要件等につきましては、顧問税理士等にご相談ください。

当金庫の適格請求書発行事業者登録番号：T4370305000407

記

1. 営業店窓口等でお支払いいただく各種手数料について

営業店窓口等で各種手数料（残高証明発行手数料、両替手数料、融資関係手数料など）をお支払いいただいた場合、インボイスの要件を満たした「領収書」を発行いたします。

2. 複写の振込依頼書を用いて手続きされる振込手数料について

お客さまにお渡しする、「振込金（兼振込手数料）受取書」をインボイスとしてご利用いただけます。

3. 自動振替等でお支払いいただく各種手数料について

自動振替等でお支払いいただいている各種手数料については、インボイスの要件を満たした書面を発行いたしますので、営業店窓口までお申し込みください。

なお、対象となる取引がない月については、作成・交付を行えませんので、あらかじめご了承ください。

4. A T Mでのお取引について

A T Mのお取引については、発生する手数料が原則 3 万円未満となりますので、インボイスの交付義務が免除される「自動販売機特例」の対象となり、お客さまが一定の事項を記載した帳簿を保存することで消費税の仕入税額控除を受けることが可能となります。

したがって、A T Mから出力される「ご利用明細」等につきましては、インボイス制度に対応した様式変更は行いませんのでご了承ください。

5. 当金庫へのインボイスのご提出について

インボイス制度開始以降、当金庫がお客さまから商品を購入またはサービスの提供を受け、当金庫が消費税を含む代金（対価）のお支払いをする際には、お客さまが適格請求書発行事業者の登録を受けている場合は、当金庫に対してインボイスのご提出をお願いいたします。

インボイス制度への対応、その他各種手続きなどにつきましてご不明点等ございましたら、お取引店の窓口までお問い合わせください。

以 上